

【3年生の進路活動に関して】

○事業所希望調査表ならびに進路アンケートの未提出の方

早急に事業所希望調査表もしくは進路アンケートを提出してください。提出書類の内容に応じて、事業所への打診及び雇用を検討している事業所の案内を行います。

○職場実習を終了し、実習合格の評価をいただいた方

実習を行った事業所への就職を希望するかしないかを、事業所へ伝える必要があります。御家庭で話をされてその結果を担当へお伝えください。学校側から、事業所へ話し合いの結果をお伝えします。話し合いの結果、就職を希望するとなった場合、就職試験が設定され、履歴書を提出する必要があります。履歴書の作成は学校が指導しますが、志望動機の欄については、御家庭でも考えていただければと思います。

○求人票について

実習終了後、事業所から雇用受入可能と返答があった場合、求人票の提示があります。求人票の内容を確認の上、就職試験を受験するかしないかを担当へ御返答ください。特に以下の内容について確認をお願いします。
※事業所によっては、求人票の提示がなく雇用契約締結の場合もあります。

勤務地 ・ 雇用形態（正社員か、契約社員か） ・ 勤務日、時間
給料（賞与の有無） ・ 保険の種類 ・ 通勤手当の有無

○職場実習に関すること

職場実習の際は、**事前打合せと実習最終日は、保護者の同席**をお願いしていますので、ぜひ同席をお願いします。

※裏に続きます。

【2年生就業体験について】

《現在》

希望事業所への就業体験打診を行い、体験受入可能と返答をいただいた事業所から、随時体験を実施しています。希望調査表が未提出の方は、速やかに提出をお願いします。

○就業体験に関すること

就業体験の際は、事前打合せと体験最終日は、保護者の同席をお願いしていますので、ぜひ同席をお願いします。体験先の雰囲気や、御子様の社会人に必要な能力・資質について、事業所から直接伺うことができるいい機会になります。

《今後》

希望事業所への就業体験打診 → 体験受入可能ならば、事前打合せ
→ 体験

【1年生の就業体験について】

《現在》

就業体験場所の希望調査を行っております。提出された就業体験場所に学校担当者を割り振る作業を行いますので、未提出の方は速やかに提出をお願いいたします。ただし、就労継続支援事業所で体験先を一任された方は、希望調査表を提出する必要はありません。

《今後》

希望事業所への就業体験打診 → 体験受入可能ならば、事前打合せ
→ 体験

○就業体験に関すること

就業体験の際は、事前打合せと体験最終日は、保護者の同席をお願いしていますので、ぜひ同席をお願いします。体験先の雰囲気や、御子様の社会人に必要な能力・資質について、事業所から直接伺うことができるいい機会になります。

【今後の進路に係わる行事について】

- 2年生就業体験 受入事業所が決まり次第随時中
- 1年生職場見学 9月14日(水)対象学年・・・1年生
- 事業所の話聞く会 10月に実施予定 対象学年・・・2・1年生
- 介護の仕事について 11月に実施予定 対象学年・・・2・1年生の希望者
- 1年生就業体験 11月14日(月)より受入事業所が決まり次第随時実施
- 3年生職場実習 受入事業所が決まり次第随時実施中

なお、新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、就業体験および職場実習を延期または中止等の場合がございますので、御理解と御協力をお願いします。

福学 進路だより NO. 2

【進路保護者学習会時の保護者の皆様からの質問】

問 3年生の職場実習は、2社以上を同時に行うことはできませんか？

答 1人1社を原則としています。特定の生徒が内定を多数受けることにより他の生徒の不利益を被ることを防ぐためです。ただし、就労継続支援事業所（いわゆるA型事業所、B型事業所、就労移行支援事業所）は複数の事業所の実習を可能としています。

問 卒業生の就職先の事業所名を教えてくださいののですが？

答 申し訳ありませんが、事業所名は公開できません。理由としては、事業所から出される求人票が非公開のため、事業所・本人・保護者・学校以外には公開ができないようになっています。また、就職した卒業生が第三者に障がい者雇用の件を知られたくない可能性があるためです。

問 2年生の就業体験を複数行いたいのですが？

答 本校の学校行事や職員の勤務状況を総合的に判断すると、一回が限度だと考えています。

問 3年生の職場実習後、事業所から合格を頂いたら、必ずその事業所に就職しなければならないのですか？

答 その必要はありません。実習後、その事業所に本人・保護者が合わないと判断されたら辞退は可能です。ただし、一度辞退されると、その事業所に再度実習の申し込みや雇用の再検討を依頼することは、御遠慮いただきます。

問 就職の際、療育手帳等が必要ですか？

答 本校の就職は、障がい者雇用を前提としています。従いまして、療育手帳等は必須となります。

問 療育手帳を所持していますが、精神手帳も必要ですか？

答 療育手帳と精神手帳の二つの手帳を必ず必要ということはありません。御子様の状況に応じて、精神手帳の取得が必要かどうかを、御家庭の判断で決められてください。

問 卒業後の進路として、就労継続支援事業所しかありませんか？

答 本校は、毎年40名程度が、一般企業へ就職しています。まずは、御子様が卒業後どのような仕事に就きたいか、話をされてください。御子様が納得することが、大切だと考えます。最初から就労継続支援事業所ありきの進路活動は、御子様の可能性を狭めるかもしれませんので、時間をかけて進路について話をさせていただければと思います。

※裏に続きます。

【就労継続支援事業所について】

○就労移行支援事業所 通称 就労移行

就職をめざし、訓練

内容・・・企業で働くことをめざして訓練を行う事業所です。就職に必要な知識や技術を身に付け、一般企業での実習、職場探しなどを支援する就職に向けて準備を行う場所です。

支援内容

- ・職場見学
- ・一般企業への実習
- ・履歴書の書き方やマナー研修
- ・対人関係上の行動を向上させるためのグループワークなど

○就労継続支援A型事業所 通称 A型事業所

サポートを受けながらお仕事

内容・・・障がいのある仲間と一緒に、アルバイトに近い条件でサポートを受けながら仕事をします。A型事業所利用の手続きを行うと事業所と雇用契約が結ばれ、仕事に対する賃金が支払われます。雇用契約に基づき、働く場所です。

○就労継続支援B型事業所 通称 B型事業所

できることからゆっくり

内容・・・就労に向けて作業する場所を提供する事業所です。社会活動の場として利用し、訓練の中で社会生活におけるルールを学び、能力を向上させる、作業を通して働く練習をする場所です。

事業所によって支援内容が異なりますので、各事業所のホームページ等を参考にしながら、御子様の希望に沿った事業所を選び、卒業後の進路選択のひとつとして、御検討いただければと思います。

【卒業生の就労状況における課題点】

○自宅から職場まで自力で通勤できず、保護者に送迎をしてもらっている。

→職場に事前に届けている通勤方法と異なる方法は原則不可です。

自力で通勤できることが大切です。

○自宅で朝食が取れず、職場で勤務できない状態になっている。

→御家庭での生活は、御家庭が管理してください。企業はボランティアで御子様を雇用しているわけではありません。自宅を出るまでは御家庭の責任です。

○御子様の給料の管理について

→御子様の給料を適切に管理してください。御子様の将来のために、貯金をお勧めしています。また、御子様が納得いかない給料の使い方は、御子様の就労意欲の低下につながり、離職となる可能性があります。

○御家庭の都合を一方的に企業に求めている。

→勤務日のシフトを御子様が納得しない理由で企業に求めている場合があります。企業は他の職員とのバランスを取りながら勤務日を決定しています。シフト制で勤務日が決まる企業につきましても、その点を納得した上で就労してください。